

## 鳥取県女性活躍に取り組む企業支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県女性活躍に取り組む企業支援補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、企業が行う誰もが働きやすい職場環境づくりや女性の就業促進、キャリア形成等の取組を支援することにより、女性が指導的立場で活躍する企業を増やすことを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)及び別表2の第1欄に掲げる事業(以下「間接補助事業」という。)を行う同表の第5欄に掲げる者に対し、当該間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費(以下「間接補助対象経費」という。)の額に同表の第6欄に定める率を乗じて得た額以上の間接補助事業を交付する、一般社団法人鳥取県経営者協会(以下「経営者協会」という。)に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業については別表1の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額に同表第4欄に定める補助率を乗じて得た額、間接補助事業については間接補助対象経費に同表第4欄に定める間接補助率を乗じて得た額以下とする。いずれの場合も、仕入控除税額(補助対象経費又は間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税額を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除いた額に補助率又は間接補助率を乗じるものとする。

3 補助事業及び間接補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として事業開始の10日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除額を含む額」という。)と、間接補助対象経費の額に間接補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から10日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

### (間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、第3条第1項に規定する間接補助金(以下単に「間接補助金」という。)を交付するときは、その交付を受ける者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、第13条、第14条、第16条第	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定

2項後段、第17条、第25条 及び第26条	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次の各号に定めるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
  - (2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

- (1) 間接補助事業者が間接補助金を受けて行う事業の増額を伴う変更及びその他の重要な変更
- (2) 間接補助事業者が間接補助金を受けて行う事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と、当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日とする。
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号によるものとする。
- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第11条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(間接的な財産処分の承認)

第12条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）より短い期間を定めてはならない。
- 4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。
  - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
  - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域社会振興部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月29日から施行し、令和3年度事業から適用する。

(廃止)

- 2 鳥取県女性活躍職場づくり助成金等事業補助金交付要綱（平成27年9月25日何定め）（以下「旧交付要綱」という。）は廃止する。

(経過措置)

- 3 令和2年度までに鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業登録要綱（平成26年11月5日何定め）による登録を受け、過去に旧交付要綱別表2-1に定める環境整備支援助成金事業を活用していない企業が、本要綱の別表2-2に定める誰もが働きやすい職場環境整備支援による女性の就業促進を図るための職場環境整備を令和3年度中に行う場合に限り、旧交付要綱別表2-1に規定する補助金上限額を適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和5年7月3日から施行する。  
ただし、第13条の改正については、令和5年6月定例会で可決された鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例の施行の日から施行する。

別表1（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 奨励金支給の条件等
鳥取県女性活躍に取り組む企業支援補助金の運営	経営者協会	補助事業を実施するために要する経費のうち、報酬、旅費、需用費、役務費	10分の10	—
離職者雇用奨励金		育児、介護等の理由により離職した女性を正社員として雇用した企業への奨励金		別表1-1に記載のとおり

別表1-1（奨励金支給の条件等）

対象者	<p>以下の全てを満たす企業</p> <p>(1) 鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業登録要綱（平成26年11月5日伺定め）（以下「パワーアップ企業登録要綱」という。）による登録を受けた企業（以下「パワーアップ企業」という。）又は鳥取県輝く女性活躍スタートアップ企業登録要綱（令和3年3月29日伺定め）（以下「スタートアップ企業登録要綱」という。）による登録を受けた企業（以下「スタートアップ企業」という。）であること。</p> <p>(2) 次に掲げる理由により離職した女性を、パワーアップ企業登録要綱に定める行動計画（以下「パワーアップ企業行動計画」という。）又はスタートアップ企業登録要綱に定める行動計画（以下「スタートアップ企業行動計画」という。）の期間内に正社員（短時間勤務正社員を含む。以下同じ。）として新たに3ヶ月以上雇用していること又は一旦非正規で雇用した後、正社員へ転換して3ヶ月以上経過していること。ただし、管理的地位に占める女性割合30%以上の目標を達成した企業については、行動計画の期間満了後の雇用も対象とする。</p> <p>ア 結婚、妊娠、出産、育児</p> <p>イ 介護</p> <p>ウ 配偶者の転勤に伴う転居、県内への移住</p> <p>(3) 対象労働者が過去、企業等に3年以上、雇用保険被保険者として雇用されていたものであり、離職日から6ヶ月以上かつ10年以内に正社員として雇用されたものであること。</p> <p>(4) 過去に本奨励金または旧交付要綱別表1に定める離職者雇用奨励金事業の交付を受けていないこと。</p> <p>(5) 同一の対象労働者について、同一の事由により県の補助金等の支給を受けていないこと及び受けようとしていないこと。</p> <p>(6) 県税の滞納がないこと。</p> <p>(7) 暴力団もしくはその統制下の団体でないこと。</p>
支給額	300千円

別表2（第3条関係）

1 間接補助事業	2 事業実施主体	3 間接補助対象経費	4 間接補助率	5 間接交付主体	6 補助率	7 間接交付主体に交付する補助金の条件等

女性の積極採用支援	経営者協会	女性の従業員数が少ない企業の女性の積極採用のための取組に要する経費	10分の10	県内企業	2分の1	別表2-1に記載のとおり
誰もが働きやすい職場環境整備支援		女性の就業促進を図るための職場環境整備や誰もが安心して働きやすい職場環境整備に要する経費				別表2-2に記載のとおり
健康課題支援		健康課題に対する取組に要する経費			2分の1等	別表2-3に記載のとおり
女性のキャリアアップ等支援		女性のキャリアアップのための取組に要する経費			2分の1	別表2-4に記載のとおり
育児休業復帰支援		育児休業時に雇用していた代替職員を引き続き雇用する際に要する経費			10分の10	別表2-5に記載のとおり

別表2-1（間接交付主体に交付する補助金の条件等）

対象者	以下の全てを満たす企業 (1) 鳥取県男女共同参画推進企業認定要綱（平成16年2月9日伺定め）（以下「認定要綱」という。）による認定を受けている企業（以下「男女共同参画推進企業」という。）であること。 (2) 女性を積極採用しようとする雇用管理区分における女性労働者の割合が4割を下回っていること。 (3) 本補助金以外に同一の事由により県の補助金等の支給を受けていないこと及び受けようとしていないこと。 (4) 県税の滞納がないこと。 (5) 暴力団もしくはその統制下の団体でないこと。
対象事業	女性の積極採用に関する取組
対象経費 （例示）	「対象事業」の実施に必要な報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、使用料及び賃借料等 （女性対象の採用説明会開催に係る会場使用料、広告宣伝費、女性向け採用パンフレットの作成費等）
対象外経費	人件費、借りに伴う仕入れ利息、公租公課（消費税等）、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、運用委託費、設備リース料、備品購入費、その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる費用
補助率	対象経費の2分の1
補助金額上限	1回当たり100千円
補助対象期間	毎年4月1日から3月31日まで
交付回数上限	年1回、最大3回まで

別表2-2（間接交付主体に交付する補助金の条件等）

対象者	以下の全てを満たす企業 (1) 男女共同参画推進企業であること。
-----	-------------------------------------

	<p>(2) 過去に本補助金または旧交付要綱別表2に定める環境整備支援助成金事業の交付を受けていないこと。</p> <p>(3) 本補助金以外に同一の事由により県の補助金等の支給を受けていないこと及び受けようとしていないこと。</p> <p>(4) 県税の滞納がないこと。</p> <p>(5) 暴力団もしくはその統制下の団体でないこと。</p>
対象事業 (例示)	<p>以下のいずれかの事業</p> <p>(1) 女性の就業促進を図るための環境整備（女性更衣室・トイレ、搾乳室等の整備、女性が使いやすい設備・機器等の導入等）</p> <p>(2) 性にかかわらず誰もが安心して働ける環境整備（利用者の多様な特性に配慮したトイレ・更衣室の整備、分煙設備の導入等）</p>
対象経費	「対象事業」の実施に必要な改築工事費、設備工事費、設計管理費、備品購入費等
対象外経費	人件費、借り入れに伴う仕入れ利息、公租公課（消費税等）、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、運用委託費、設備リース料、その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる費用
補助率	対象経費の2分の1
補助金額上限	<p>250千円</p> <p>※ただし、次のいずれにも該当する場合に限り限度額を500千円とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度までにパワーアップ企業として登録されている企業で、過去に旧交付要綱別表2に定める環境整備支援助成金事業を活用していない。</li> <li>令和4年2月28日までに経営者協会に当該補助金についての交付申請を行い、交付決定を受けた上で、令和3年度中に女性の就業促進を図るための職場環境整備を行っている。</li> </ul>
補助対象期間	毎年4月1日から3月31日まで

別表2-3（間接交付主体に交付する補助金の条件等）

対象者	<p>以下の全てを満たす企業</p> <p>(1) 男女共同参画推進企業であること。</p> <p>(2) 本補助金以外に同一の事由により県の補助金等の支給を受けていないこと及び受けようとしていないこと。</p> <p>(3) 県税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 暴力団もしくはその統制下の団体でないこと。</p>
対象事業 (例示)	<p>以下のいずれかの事業</p> <p>(1) 経営者や従業員の健康課題への理解・意識醸成に資する取組（更年期障がい等の健康課題に関する企業内研修の実施等）</p> <p>(2) 従業員への健康支援（外部相談窓口の活用等）</p>
対象経費	「対象事業」の実施に必要な報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、使用料及び賃借料等
対象外経費	人件費、借り入れに伴う仕入れ利息、公租公課（消費税等）、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、運用委託費、設備リース料、備品購入費、その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる費用
補助率	対象経費の2分の1  ただし、外部相談窓口の活用経費は対象経費の10分の10

補助金額上限	1回当たり100千円
補助対象期間	毎年4月1日から3月31日まで
交付回数上限	年1回、最大3回まで ただし、外部相談窓口の活用経費は1回までとする。

別表2-4（間接交付主体に交付する補助金の条件等）

対象者	以下の全てを満たす企業 (1) パワーアップ企業又はスタートアップ企業であること。 (2) 本補助金以外に同一の事由により県の補助金等の支給を受けていないこと及び受けようとしていないこと。 (3) 県税の滞納がないこと。 (4) 暴力団もしくはその統制下の団体でないこと。
対象事業	パワーアップ企業登録要綱又はスタートアップ企業登録要綱に定める自主宣言に記載した内容を達成するための取組であり、次のいずれかに該当する事業 (1) 女性の配置・育成・教育訓練に関する取組 (2) 継続就業に関する取組 (3) 管理的地位への女性の積極登用・評価に関する取組 (4) その他女性の活躍に資する取組
対象経費 (例示)	「対象事業」の実施に必要な報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、使用料及び賃借料等 ((1) 研修会開催に係る講師の謝金・旅費、資格取得に要する講習料・教材費等 (2) 多様な働き方導入、ハラスメント防止に係る相談料等 (3) キャリア形成、人事考課制度の導入に関する相談料、中堅管理職養成研修受講費用等)
対象外経費	人件費、借り入れに伴う仕入れ利息、公租公課（消費税等）、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、運用委託費、設備リース料、備品購入費、その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる費用
補助率	対象経費の2分の1
補助金額上限	1回当たり、パワーアップ企業は200千円、スタートアップ企業は100千円
補助対象期間	毎年4月1日から3月31日まで
交付回数上限	パワーアップ企業行動計画又はスタートアップ企業行動計画の期間内に限り年1回、最大3回までとする。ただし、パワーアップ企業登録要綱第4条第3項の規定により新たに行動計画を策定した場合は、年1回、最大6回までとする。 ※スタートアップ企業が、新たにパワーアップ企業として登録される場合は、スタートアップ企業としての交付回数にかかわらず、改めてパワーアップ企業としての交付回数を適用する。

別表2-5（間接交付主体に交付する補助金の条件等）

対象者	以下の全てを満たす企業 (1) パワーアップ企業又はスタートアップ企業であること。
-----	--

	<p>(2) 過去に本補助金または旧交付要綱別表2に定める育児休業復帰支援補助金の交付を受けていないこと。ただし、交付決定を受けた取組の実施時期が次年度に及ぶ場合において次年度に補助金の交付を受ける場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 本補助金以外に同一の事由により県の補助金等の支給を受けていないこと及び受けようとしていないこと。</p> <p>(4) 県税の滞納がないこと。</p> <p>(5) 暴力団もしくはその統制下の団体でないこと。</p>
対象事業	<p>パワーアップ企業行動計画又はスタートアップ企業行動計画の期間内に、育児休業を取得した女性の円滑な復帰を目的として、育児休業中の女性の代替要員として雇用した者を女性が育児休業から復帰した後も引き続き雇用する事業。ただし、管理的地位に占める女性割合30%以上の目標を達成した企業については、行動計画の期間満了後の雇用も対象とする。</p>
対象経費	<p>育児休業中の女性の代替要員として雇用した者について、女性が育児休業から復帰した後も引き続き雇用する場合の賃金</p>
補助率	<p>対象経費の10分の10以内</p>
補助金額上限	<p>月額100千円</p>
補助対象期間	<p>毎年4月1日から3月31日まで（連続する3月を超えない期間）</p>

様式第1号（第4条関係、第10条関係）

〇〇年度鳥取県女性活躍に取り組む企業支援補助金事業計画及び収支予算書（実績報告及び収支決算書）

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地・連絡先	
代表者氏名	
担当者氏名	
担当者連絡先	

2 事業の概要

事業実施期間	年 月 ~ 年 月
事 業 概 要	
事業区分	事 業 概 要

3 事業費内訳及び算出根拠

(単位：千円)

事業区分	科目	積 算	事業費	財 源 内 訳	
				県 費	その他
	小 計				
	小 計				
合 計					

※規則第12条に係る変更申請の場合、変更前を（ ）で記すこと。

4 収支予算（収支決算）

(1) 収入の部 (単位：千円)

負担区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	摘 要
1 県補助金		
2 その他		
合 計		

(2) 支出の部 (単位：千円)

科 目	本年度予算額 (又は本年度精算額)	摘 要
合 計		

5 事業完了予定年月日（完了年月日）

年 月 日

6 添付書類

(1) 事業計画申請時

ア 事業計画の詳細が把握できる事業費内訳書、見積書、パンフレット等

(2) 事業実績報告時

ア 事業実績の詳細が把握できる事業費内訳書、職員の賃金台帳、業務日誌、領収書の写し、パンフレット  
(計画申請時と異なる場合) 等

イ 補助金（離職者雇用奨励金）の支給状況がわかる書類

ウ 補助金（女性の積極採用支援）の交付状況がわかる書類

エ 補助金（誰もが働きやすい職場環境整備支援）の交付状況がわかる書類

オ 補助金（健康課題支援）の交付状況がわかる書類

カ 補助金（女性のキャリアアップ等支援）の交付状況がわかる書類

キ 補助金（育児休業復帰支援）の交付状況がわかる書類

様

職氏名

印

〇〇年度鳥取県女性活躍に取り組む企業支援補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県女性活躍に取り組む企業支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先：）

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県女性活躍に取り組む企業支援補助金交付要綱（令和3年3月29日付第202000331840号鳥取県令和新時代創造本部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様

住 所  
申請者 氏 名  
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

〇〇年度鳥取県女性活躍に取り組む企業支援補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあった鳥取県女性活躍に取り組む企業支援補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- |                                    |   |   |   |
|------------------------------------|---|---|---|
| 1 交付された補助金等の額の確定額                  | 金 | , | 円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | , | 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額            | 金 | , | 円 |
| 4 補助金返還額 (2から3の額を差し引いた額)           | 金 | , | 円 |

5 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書 (写し)
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表 (写し)

様式第3号 別紙 (第10条関係)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費 (補助金の使途) の内訳

区分					非課税仕入れ	合計
	課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分		
経費の内訳	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

(2) 課税売上割合 〇〇%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法